

# 阪南市公平委員会 障がい者活躍推進計画

令和7年4月 改訂

機関名	阪南市公平委員会
任命権者	阪南市公平委員会
<b>障がい者活躍推進計画について</b>	
① 計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
② 周知・公表	<p>改訂を行った計画については、庁内ポータルサイトへの掲載等により職員に対して周知するとともに、本市ホームページに掲載し、適切に公表します。</p> <p>また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等について、毎年度、周知・公表します。</p>
③ 障害者雇用に関する趣旨	<p>令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)が改正され、地方自治体は、自ら率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障がい者活躍推進計画」という。)を作成することとされました。</p> <p>障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を発揮できよう取り組んでいくことが重要です。</p> <p>これまでの取組状況や現状の課題を踏まえ、本市公平委員会における全ての職員が能力を発揮できるよう、働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。</p>

<b>目標</b>	
① 採用に関する目標	<p>本公平委員会は、すべての職員が市長部局からの出向であることから、これまで募集・採用は行っていません。</p>
② 職場定着に関する目標	<p>障がい者の活躍を推進していくためには、障がいのある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着を図っていくことが重要です。</p> <p>職場環境を起因とする不本意な離職者を極力生じさせないことをめざします。</p>
<b>障がい者の活躍推進に向けた取組</b>	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>■障害者雇用推進者の選任</p> <p>市長部局の選任者と連携を図ります。</p> <p>■障害者職業生活相談員の配置</p> <p>市長部局の選任者と連携を図ります。</p> <p>■庁舎内相談窓口の周知</p> <p>市長部局と連携を図ります。</p>
② 障がい理解の促進	<p>障がい理解の促進を図るため、市長部局と連携し、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修に参加します。</p>

<p>③ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>障がいにより従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、各関係機関と負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p>
<p><b>障がい者の活躍を推進するための環境整備</b></p>	
<p>① 職務環境</p>	<p>新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討していきます。</p>
<p>② 働き方</p>	<p>市長部局と連携し、障がい特性に応じた勤務時間を柔軟に選択できるよう、時差出勤制度の利用やテレワークの活用について検討します。</p>
<p><b>その他</b></p>	
<p>① 優先調達等</p>	<p>国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律等を踏まえ、本市で直接雇用するだけでなく、企業等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進していきます。</p>